

事務連絡  
平成27年1月30日

栃木県 塩谷町  
総務課 指定廃棄物処分場対策班 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
指定廃棄物対策担当参事官室

#### 指定廃棄物処理施設詳細調査候補地の現地確認について

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県においては、現在約170カ所において指定廃棄物が一時保管されています。一時保管が長期化することによる保管者の精神的負担や自然災害のおそれがあることから、環境省において県内1カ所の処理施設の確保に向けた取組を進めています。

昨年7月30日には、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議における4回にわたる議論を踏まえ、処理施設に係る詳細調査の候補地として1カ所（寺島入（塩谷町））を公表させていただき、その後も、市町村長会議等において議論を重ねてきたところです。

こうした状況の中、昨年11月28日付で見形町長から環境大臣宛てにいただいた質問状において、詳細調査候補地が必要面積に満たないとの御指摘をいただきました。

これを受け、本年1月16日、小里環境副大臣が再任の御挨拶と当該質問への回答の説明を行うために貴町を訪問した際に、詳細調査候補地において面積等に関する現地確認を行うことを貴町に伝え、併せて、貴町に現地確認に立ち会っていただくようお願いしたところです。

その後、1月19日に、見形町長が環境省を訪問され、当省の鎌形廃棄物・リサイクル対策部長と面会し、「面積確認の調査を町の立会いの下で行うこと」に同意する旨の発言」を撤回する旨の環境副大臣宛て文書を手交されました。その際、環境省としては、町の皆様の御疑問に答えるためにも、現地確認を実施する方針は変わらない旨を回答させていただいたところです。

環境省としましては、2月2日（月）の午後1時30分頃から、詳細調査候補地において現地確認を実施させていただきたいと考えており、あらかじめ御連絡する次第です。

なお、今回実施する現地確認は、貴町からいただいた御指摘に対して丁寧にお答えするため行うものであり、詳細調査とは全く異なるものです。

環境省としましては、指定廃棄物やその処理施設について、正しい御理解をいただくことが重要であると考えており、引き続き、丁寧に御説明させていただきたいと考えております。今後とも、何卒よろしくお願ひいたします。